

平成 26 年度
自己点検・評価報告書

平成 26 年 12 月
職業能力開発総合大学校
自己点検・評価委員会

はじめに

職業能力開発総合大学校
自己点検・評価委員会
委員長 黒川 穰
(職業能力開発総合大学校副校長)

職業能力開発総合大学校（以下「職業大」という。）は、「職業能力開発促進法」に基づいて設立され、厚生労働省所管の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置・運営している大学校である。

その歴史は、昭和36年4月に東京都小平市の現在地に「中央職業訓練所」として発足して以来、53年にわたり職業訓練指導員養成、職業訓練指導員研修及び職業訓練に関する調査・研究及び開発を基幹業務として取り組み、今日までその歴史を刻んできた。この間一貫してこれらの基幹業務を展開することにより、広く社会に貢献してきたものと考えている。また、広く国民の皆様に対して、ホームページやパンフレット等を活用してその活動状況をお知らせし、ご指摘・ご意見を受け、常にそれを教育訓練等に反映してきている。

職業大の設置目的は、①職業訓練指導員の養成 ②指導員技能向上訓練（指導員研修） ③職業能力開発に関する調査・研究及び開発 ④総合課程の高度職業訓練 の四業務を行うことである。

職業大においては、このたび、職業大が行う①職業訓練指導員の養成 ②指導員技能向上訓練（指導員研修） ③職業能力開発に関する調査・研究及び開発 ④総合課程の高度職業訓練 の業務について自己点検・評価を行うとともに、その結果について外部評価を受けることとした。

そのため、校内に新たに「自己点検・評価委員会」を組織するとともに、独立行政法人大学評価・学位授与機構が示す「大学評価基準」を基本として職業大独自の評価基準を作成し、それに基づいて自己点検・評価を行った。その結果が、本報告書である。本報告書については、さらに外部有識者に参加いただき設置した「職業能力開発総合大学校外部評価委員会」に報告し、委員の皆様の評価、ご意見をいただくこととしている。

なお、職業大独自の評価基準を作成するに当たっては、職業大の設置目的である上記①から④の業務について幅広く評価の対象とした。これにより、職業大の行う教育訓練・調査研究等の水準の維持向上を図り、職業大の設置目的及び社会的使命の達成に寄与するとともに、社会への説明責任を果たしていきたいと考えている。

今後、職業大は、外部評価委員会での評価、ご意見をまとめて、あらためて報告

目 次

1	職業大の現況・沿革等	1
2	基準ごとの自己評価	4
	基準1 職業大の目的、使命	4
	基準2 教育訓練及び調査研究等組織	8
	基準3 教育訓練及び調査研究等業務のための人的体制	2 3
	基準4 学生等の受け入れ	3 4
	基準5 教育訓練及び調査研究等の方法	4 9
	基準6 教育訓練及び調査研究成果	6 9
	基準7 施設設備及び学生支援等	8 2
	基準8 教育訓練の内部質保証システム	9 5
	基準9 管理運営等	1 0 0
	基準10 教育情報の公表	1 1 9
	基準11 社会貢献・社会連携	1 2 2

1 職業大の現況・沿革等

1) 現況

(1) 大学校名 職業能力開発総合大学校

(2) 所在地 東京都小平市

(3) 訓練課程等の構成

訓練の種類	訓練課程		訓練期間	備考
指導員養成訓練	長期養成課程		2年	入学要件により最大12ヵ月短縮可能
	短期養成課程		1ヵ月以上 1年未満	
	職種転換課程		1年	入学要件により6ヵ月に短縮可能
	高度養成課程		1年	
指導員技能向上訓練	研修課程		別に定める	
高度職業訓練	総合課程	特定専門課程	2年	
		特定応用課程	2年	
調査研究等（「基盤整備センター」担当）			調査研究及び開発等分野	
職業能力の開発及び向上に関する調査及び研究等に関する業務			1 職業能力開発の実践に必要な調査研究	
			2 教材・訓練コース等の開発	
			3 訓練技法・評価等の開発	
			4 職業能力開発に関する情報発信	

関連施設：図書館、保健管理室、学生ホール、学生食堂、体育館、グラウンド、学生寮

2) 沿革（概要）

職業大は、昭和32年労働省の臨時職業訓練審議会の「職業訓練制度の確立に関する答申」を受けて、昭和36年小平市の現在地に、国の行うべき職業訓練推進策の一つとして、①職業訓練の基準、教科書、教材等の作成等についての調査研究 ②職業訓練指導員の養成及び再訓練の業務を行う「中央職業訓練所」として設置された。

昭和40年に「職業訓練大学校」に改称され、その後、校地を昭和48年10月神奈川県相模原市に全面移転し、一般大学にほぼ近い大学校として運営されることとなった。小平市の跡地は後に東京職業能力開発短期大学校となった。

昭和60年に職業訓練法が「職業能力開発促進法」に改正され、平成5年の職業能力開発促進法の改正に伴い校名が「職業能力開発大学校」に改称された。

平成11年には東京職業能力開発短期大学校と統合されて「職業能力開発総合大学校」に

改称されるとともに、東京職業能力開発短期大学校は「職業能力開発総合大学校東京校」となった。

平成 19 年の閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」等に基づき、職業大は、平成 25 年 3 月末に東京都小平市への移転を実施（東京校は廃止）するとともに、高度職業訓練に係る課程の改廃が行われ、職業訓練指導員（以下「指導員」という。）の養成、研修及び調査・研究等の 3 機能と、公共職業訓練の円滑化に資する高度職業訓練の実施という機能を備えて業務を実施することとなった。

3) 職業大の 4 機能の概要

職業大が担う 4 機能の概要は、次のとおりである。

(1) 指導員の養成

社会に対して質の高い優秀な指導員を供給していくため、「指導員養成訓練」を実施している。指導員養成訓練は、次の 4 課程から構成されている。

① 長期養成課程・短期養成課程

機構、都道府県、民間企業等に指導員候補者として採用された民間企業経験者や、一般工科系大学卒業者等を対象に、最先端の技能・技術及び指導技法等、ハイレベルの指導員として必要な能力を付与する。

② 職種転換課程

指導員が新規にまたは追加して職業訓練指導員免許（以下「指導員免許」という。）を取得するために必要な能力を付与する。

③ 高度養成課程

高度職業訓練の応用課程を担当できる能力を付与する。

(2) 指導員の研修

現職の指導員を対象としたスキルアップのための再訓練（研修）として「指導員技能向上訓練」を実施している。

その内容は、技術革新に対応するための先端技術・専門性拡大、指導力向上のための指導技法、教材開発等である。

なお、実施の形態としては、職業大を会場とする研修及び地方に研修会場を設定して行う研修（出前研修）に大別することができる。

(3) 調査・研究及び開発

職業大に設置されている「基盤整備センター」では、国が行う職業能力開発の総合調整機能を強化するためのインフラ整備に資するため、訓練カリキュラム・訓練コースや訓練

技法・指導方法等の開発及び訓練基準や訓練効果の測定、評価方法の調査研究等に取り組み、その成果について全国の指導員、職業能力開発施設に対して情報提供及び普及等を実施している。

(4) 高度職業訓練総合課程

指導員養成訓練・指導員技能向上訓練及び調査研究機能を実証するものとして、高度職業訓練総合課程を実施している。

平成24年度に開設した総合課程は、「プロセス・イノベーター(生産技術者)」、すなわち、製造工程において効率的かつ安全に操業・管理を行い、製造技術を革新することができる技術者の育成を教育訓練目標としている。

教育訓練の特徴は、技能・科学・技術の融合を目指し、実験・実習は4年間で合計約3,500時間、また座学を含む授業時間数は4年間で合計5,600時間という充実したカリキュラムで構成され、基礎からものづくりのプロセスを実体験し、実学融合の観点に立って知識、技能を学ぶことができる点にある。

なお、総合課程は、大学評価・学位授与機構の課程認定を受け、卒業生に対して日本で唯一の「学士(生産技術)」が授与される。

職業大は、以上のような業務を通じて、ものづくり分野を中心とする職業能力開発に係る人的資源の供給及び支援のほか、指導技法、指導方法等の知的資源の提供・情報発信等を行っており、我が国全体の職業能力開発システムの中核としてもものづくり産業の競争力の強化に寄与することとしている。